

(1990年3月23日第3種郵便物認可)(毎月1日新)1991年10月1日 全国民闘連ニュース 第60号(1)

全国民闘連ニュース

第 6 0 号

1 9 9 1 年

1 0 月 1 日

年間購読料 3 千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡

〒537 大阪市東成区東小幡 3-20-11 近畿ビル3F8号

TEL 06-972-1608

〒201 川崎市川崎区桜木 1-8-22

TEL 044-268-2997



在日韓国・朝鮮人の「教諭」採用問題

●正念場を迎えた

在日韓国・朝鮮人の「教諭」採用問題.....(2)

●東京での取り組み.....(5)

●大阪での取り組み.....(7)

各地のたより

●国籍条項の闘い(横浜).....(9)

●奈良でも入居差別が!.....(10)

正念場を迎えた 在日韓国・朝鮮人の 「教諭」採用問題

愛知県立大学 田中宏

日韓外相覚書が交わされ、在日外国人の教員採用の道が開かれたものの、「期限を付さない常勤講師」採用のため、各地で取り組みが展開されています。次に紹介する文章は10月5日に「在日韓国・朝鮮人の正教諭採用を求め大阪集会」で講演された田中宏先生の講演録です。

文部省が通知したことが、どのような問題を及ぼしているかを理解していただくために、テープおこしをさせていただきました。

1

先頃、証券会社の損失補填問題について、橋本蔵相は国会で、「確かに証券取引の常識から考えまして、絶対にあってはならない問題であります。しかし、現在の証券取引法ではどうすることもできません。そこで、今度証取法を改正して、処罰できるようにします。」と答弁しました。「政治主義」を強調したいのです。

このあいだある自治体職員対象とする講演で、外国人の公務員採用に関する自治省・文部省の強い指導に対しては、橋本蔵相のこの言葉をそのまま返して欲しい、といいました。つまり、外務公務員法など極く一部を除いて、外国人を雇ってはならないという法律はありません。しかも、地方公務員に誰を採用するかは、まさに、自治体の権限として法律に定められているのです。

従って、文部省・自治省に対して、「そんなに外国人が嫌いならば、証券会社の不祥事になって法律を改正して下さい



」と、言うべきです。「外国人ダメ」と法律が変えられない限り、「私達は内外人平等の原則に基づき、外国人差別をしたくないから雇います。」というべきです。簡単に言えばそれだけの問題なのです。

2

次に「当然の法理」という奇妙な言葉について考えてみたいと思います。長野県の梁弘子さんの時に(1985年)「当然の法理」との関係で「常勤講師」ならば良い、というところに落ち着きました。

ところで、この時、急に「当然の法理」が解除されたというのも奇妙です。また、解除されたのなら、ただちに「常勤講師なら可」という方針が出てしかるべきです。

それを今回の日韓の「覚書」によって通知するのもおかしいのです。「覚書」において、文部省は何も新しい努力も改善もしていません。差別の問題について多少なりとも考えているならば、'85年の段階で国籍条項は撤廃しておくべきだったのです。

もう一つの、「当然の法理」のまやかしについて言うと、国公立大学の正規教員に在日外国人はなれないという問題がありました。その理由も「当然の法理」の問題です。

なぜ大学の教員になれないかというと、大学の教員は絶大なる権限があります。学生の入退学、教員の採用等、学長等の管理職の選挙権など、大学の人事権は教授会が握っています。要するに、非常に重要な決定権を教員が握っているからです。逆に、小・中・高校生の先生は、そんな権限は何も持っていません。しかし、文部省は両方とも「当然の法理」があるから採用できないといってきました。ここにも非常におかしなごまかしがあります。

大学の教員については、新しい法律によって採用の道を開きました。小・中・高の先生はそうした権限がないので法律を作るまでもないはずですが。

大学の教員採用も「当然の法理」であるから出来なかったが、特別の法律で穴が

開けられたということです。法律と「当然の法理」のどちらが強いのか、つまり、法律の方が上でなければ、「当然の法理」に穴を開けることは出来ないはずで

す。
立法によって大学教員の採用が可能になったということは、「当然の法理」は法律より下だということが証明されたことになります。逆に、法律よりも強い力を「当然の法理」が持っていたとすれば大学教員の採用が、立法によって可能になるわけがないでしょう。文部省・自治省の人達がいう「当然の法理」は、ほとんど無茶苦茶なことを言っているのです。

3

何も知らない人が「覚書」を読めば「日本の自治体は、かなり差別的なところが多いが、日本政府はもう少し解明的なので、今後は努めて改めるよう指導します。」ということになるでしょう。つまり、とんでもない自治体が、沢山日本にあり困ったものである。」と韓国政府に説明したようなものです。

このような政府の態度に対して、「以後私達は指導される筋合いはありません。」と、一回自治体が開き直れば良いと思います。しかし、現実には文部省が自治体に圧力をかけているわけです。ですから、本来ならば、「圧力をやめます」と書かなければいけないのです。それを一番指摘できるのは、自治体なのです。しかし、誰も声もあげなければ指摘もしない。私ならば、「ちょっと待って下さい。外国人

を採用してはいけないといったのはあなた達ですよ。それを韓国政府との間で今後自治体を指導していくとは、どういうことですか。」と言いたいですね。

4

今後の最後の頼みは大阪ではないかと思います。現在新しい外国人の増加に伴って、様々な問題が生み出されています。その結果、多くの自治体は対策を打たざるを得ない状況になっています。

そういう意味でも、大阪での役割は非常に大きいと思います。いみじくも、「高体連」の問題は大阪から火が噴き、大阪を震源地にして確実に全国に広がっています。生野区の4人に1人は「在日」という状況を見ても、起こるべくして起こった問題です。日本中どこから何を言われても、「在日」の問題について、堂々と第一線をきっても一目おかざるをえないのです。

これらの問題は、自治体に責任があると同時にそこに住む住人が住民としてきちっとその地に立ち、自分が構成する自治体に物を言い(自治体には自分の選んだ議員がいる)、性根をしっかりとさせることも住人の責任であると思います。これからは、自治体の側が変わることによって、日本を良くしていくしかないと思います。いつまでも、上から指示を出されているようでは、良い日本はできないと思います。

いずれにしても、非常に長い就職差別の歴史の中で、教壇にたつということは

日本人の子どもにとっても、言葉でいいあられせないプラスの要素が出てきています。今日は、就職差別問題として話をしましたが、教育の問題はソフトな問題をも含んでいます。今の日本の教育問題に新しい風を吹き込むことは、日本社会全体にとってもプラスの社会になることだと思います。

教壇への道明暗

「講師」なら全国OK
 認められない「教諭」

待遇など微妙に

教諭採用についての文部省通知は三月二十二日付で「日本国籍を有しない外国人が公立小・中・高校などの教員採用試験に合格した場合は「講師」として採用する」との内容。国籍条項がある自治体でも来年度からすべての外国人に適用される。「講師」の身分折といえ、教育界への採用口への道は広げられ、毎回採用、通知に便して、従来の日本人と同じ「教諭」として採用している自治体と七政令指定都市。このう

ち、教諭として採用実績が、合いの結果、実績を重ねてあるのは大阪府など四府。また、文部省の通知通りにすると、教諭と講師に別れる。大阪府では、一九七四年に約三千人の採用が出る。自治体は別表の通り「検討中」。文部省地方課は「今の通知で外国人はどの県でも教員採用試験を受けられ

「在日外国人教諭」の採用実績がある自治体の対応

自治体	採用実績	採用実績	採用実績
大阪府	1974年度 78 //	5人 8 //	検討中 //
京都府	53年度の公務員 公約同様に以来 //	4 //	//
三重県	77 //	2 //	来年度から通知通り 検討中 //
名古屋市	74 //	14 //	//
名古屋市	83 //	1 //	//

「教諭」採用問題

東京での取り組み

東京・在日外国人教員の会 高幹明

本年1月の「日韓覚書」をきっかけに、私たち東京・在日外国人教員の会が発足しました。というのも今回の教員採用問題で「常勤講師」採用という文部省の通達に対して、私たちが在日の教員が何も発言なり、当該教育庁等へアクションを起こさないというもの、ある意味では非常に無責任な事ではと考えたことが始まりでした。そんな時期ちょうど、東京の木いちご舎の鈴木啓介さんに偶然お会いすることになり、その旨を相談した結果、とりあえず東京の中だけでも連絡をとってみようという事になりました。

具体的にどういう形になったかといいますと、今回の教員採用問題に関して要望書を作成し、在日外国人教員の賛同という形で都の教育庁へ話し合いに行く事としました。

東京には現在、私たちの把握する範囲で12～3名の在日外国人教員が勤務しています。(教諭、常勤講師、理科助手の方を含めて、英語科目の特別な講師を除く)その方達へ作成した要望書について同意を得る形で賛同をもとめました。最終的に同意の頂けた人数は10名でしたが、それなりに集まったものだと思います。

都教育庁への話し合いの設定は鈴木さんをお願いし、9月17日に決定しまし

た。最近では都教育庁も、こういう形での話し合いにはなかなか応じようとしないうという事で約30分間と時間を指定してきました。当日のこちら側のメンバーは私(高幹明)、上野高校の金玉熙さん、文京高校の王慧瑾さん、中学校で非常勤講師をされている李富士子さんの4名に木いちご舎の鈴木さん、多摩の考える会の永井さんに小幡さんが加わって頂きました。都教育庁側は教育庁人事部長と検定課長の2名でした。

交渉では、私が初めに要望書についてその内容を読み上げ、その後、金さん、王さん、李さんに在日外国人教員として教育現場で実践されてきた事や、その存在の意義について説明をし、教育庁の方々に在日に対する理解を求めました。教育庁側の反応ですが、始めに人事部長が「話については聞くが、答えられない事もある事を認識してもらいたい」という姿勢で終始し、私たちの存在の意義について、それぞれ日本社会の差別性など本質的な問題である事を説いても「気持ちには理解できるが、現在検討中の件であるので何も答える事はできない」というような非常に官僚的な対応が目につきました。また、今回の「日韓覚書」については「日韓政府レベルでの合意であるので、従来とは異なり、都としても重視し

(一九九一年八月十二日
朝日新聞より)

外国人教員採用での各都道府県
・政令指定都市の変化

(原則として募集要項などの表記による)

これまで教員採用の受験資格
を、日本人に限っていた

外国人も「常勤講師」なら採用可能に

北海道 青森 岩手 宮城
秋田 山形 福島 茨城
栃木 群馬 埼玉 千葉
新潟 富山 石川 福井
山梨 岐阜 静岡 鳥取
島根 徳島 香川 愛媛
高知 福岡 佐賀 長崎
熊本 大分 宮崎 鹿児島
沖縄

指定都市＝札幌 仙台
北九州 福岡

これまで教員採用の受験資格に国籍要件がなかった

外国人に「常勤講師」を外国人採用に限定

長野※ 愛知 三重
滋賀 京都※
指定都市＝京都

これまで通り※

東京 神奈川 大阪 兵庫
奈良 和歌山 岡山 広島※
山口
指定都市＝川崎 横浜
名古屋 大阪
神戸 広島※

て行きたい」というような発言がありました。教育庁側も人事異動などで責任者が変わっており、話し合いは困難なものでした。他に、今年在日外国人が東京都において、何人くらい受験しているのか等、受験状況においても検定課長は「プライバシーの問題があるので現在の時点では、はっきり発表できない」という発言で、発表については検討するとの説明がありました。

このように東京都においても教員採用について、極めて深刻な問題であると考えます。よって、今年中にも都教育庁に対して、2回目の話し合いを検討している段階ですが、そのほかに教職員組合や署名活動など運動の拡大をしていかなくてはと思います。

私たち東京・在日外国人教員の会は、今回教員採用の問題を契機に一応の発足をした訳ですが、まだまだ確立した組織というものには程遠いといえます。10月26日には2回目の会合を持つ予定ですが、東京の場合、韓国・朝鮮籍の方や、

中国籍の方など、単に民族教育という形での取り組みではいけない部分があり、会の方向性について、最低限この会の中で共通できる範囲で、もちろん自らの事や、今後の教員を目指す人たちのために、微力ながらできる事を実践していきたいと考えています。例えば、教員採用の問題もその一つですが、在日外国人生徒に絞った、教員採用入門書のようなものを作成することなどです。そのためには東京だけでなく、全国で点になっている教職員の方達の横のつながりをつくり、お互いに情報を交換し会える体制を築き上げる事が重要であると思います。その一歩が今、東京でも始まりました。

「教諭」採用問題

大阪での取り組み

大阪民関連 事務局

1月10日、日韓外相覚書がかわされた。

3月22日には覚書をうけ、文部省は、「国籍による合理的差異に基づき外国籍者は常勤講師採用するよう」全国の教育委員会に通知した。

とりわけ多数の韓国・朝鮮人教諭をかかえる東京、大阪などには「今後の採用は常勤講師に限る。」との主旨で個別指導を行った。

これら一連の文部省の動きは、教員採用の国籍条項を撤廃し、採用実績のある自治体が継続して教諭採用することの足かせとなった。

また、教員採用の国籍条項があった33道県4政令指定都市については、ほとんどが受験案内の国籍条項の一文を削っただけであり外国人が常勤講師とはいえ受験可能であることがわかるようにはな

っていない「採用機会の拡大」が目的であるならば、なおさら、各自治体が外国籍者が受験可能であることを積極的に明示すべきである。

つまり現状は、「教諭からの常勤講師へ格下げ」という後退する側面だけが強化されているのである。

覚書の本来の精神は在日の地位安定・向上であるにも係わらず、現実には精神通りにはなっておらず、これらの動きは、在日韓国・朝鮮人の子ども達に「同胞は正式の先生にはなれない。」という失望を与え民族として生きる希望を打ち砕く差別につながるものといえよう。

「公務員採用の国籍条項撤廃を求める大阪連絡会議」(自治労、教組、民関連などで構成)が中心になり国籍条項撤廃を求める全国の仲間と連携しながら、前述の反動的な動きに対し、それを改める





よう様々な行動を展開してきた。

5月31日に、文部省交渉、6月20・21日には府教委・市教委交渉 9月には署名活動、10月5日には「在日韓国・朝鮮人の教諭採用を求める大阪集会」の実施、10月17日には府教委へ署名提出などである。他では大阪市教職員組合が、「在日」の教諭採用を求める分会決議をすべての分会であげている。

これら一連の動きにより府教委は「みなさんの思いや大阪の実情は十分認識しているが、国から強い指導があり非常に苦慮している。」(鹿嶽府教委次長10月17日)と国のいいなりにはなっていないが予断は許せない。又、1982年の「外国籍者を公立小・中・高生の教員にするな」との主旨の文部省通知以来、大阪府・市の採用が1名しかない経緯をふまえ教諭採用を結果として充実させるためには、更なる運動の高まりが望まれるのである。今後はさらに「教諭採用を求める」声を高め、「在日」の教諭を多数採用させ、あらゆる民族に開かれた公教育を実現していかなければならない。



なお大阪民関連の調査では愛知県(1名)と兵庫県(3名)で外国籍者の常勤講師待遇での合格が確認されている。(愛知、兵庫ともに従来から国籍条項を撤廃していた。とりわけ兵庫県は過去十数年間にわたり、のべ数十人の韓国・朝鮮人受験者がいたにもかかわらず、採用実績はなく、今回の通知があったとたん3名の採用があったということは、単純に評価しづらい。過去十数年間は外国人「教諭」の採用を意図的にさけてきたと推測される。)

動向が注目された東京都、大阪府については合格者がなく、引き続き「検討」とし、問題を来年の募集案内作成時まで先おくりしている。

国籍条項の闘い（横浜）

横浜市国籍条項撤廃連絡会 深沢一夫

9月14日、横浜市開港記念会館で「横浜市の国籍条項撤廃をめざす市民集会」が、子ども連れの市民や教会関係者、自治労、教組の組合員など約80人が参加して開かれました。要望書を提出してから5ヶ月立ってもいまだに回答すら示さない市当局を、開会中の市議会内部の動きと連帯しながら追い詰めようと設定されたものです。

「横浜の国際性を問う」と題して講演した新美隆弁護士は、「職員採用の国籍条項は法の裏打ちがなく、自治体は本来国の支持になんら拘束されることはない」と強調しました。続く会場討論では、まず3人の在日の参加者から自らの体験を踏まえた問題提起。大学の二部で学びながら川崎市環境保全局で働く在日韓国人南正元さんは、「後輩のためにも、一般職の国籍条項が早く撤廃されるよう努力したい」と、就職差別の体験談を交えながら語りました。日本人の参加者からも

活発な発言があり、日本国籍を取得した朝鮮人男性と結婚して暮らしている日本人女性は、「帰化しても朝鮮人としての誇りをもって生きている人もいます。民族性を隠して生きざるを得ない日本社会の現実を変えていきたい」と訴えました。また就職差別の現実を知って悩む在日の生徒と日常的に接している進路指導担当の高校教師からの発言もありました。短時間でしたが、国籍の違いを越えて「共に生きる」社会を作り上げる闘いの重要性について最確認し合う討論となりました。

連帯挨拶に駆けつけた社会党市議からは、開会中の横浜市本会議の代表質問で国籍条項撤廃を市長に迫る予定であることが報告されました。

集会は最後に「国際文化都市として、横浜市は指定都市の先頭を切って国籍条項を撤廃すべきだ」との決議を採択して幕を閉じました。



「国・他都市の動向を見て…」

——主体性放棄の市長答弁（9月市議会）——

連絡会が市長に要望書を提出したのは4月24日。回答を渋っている市当局ですが、人事課長との折衝の中で「国の見解を前提とせざるを得ない」と述べており、完全撤廃を決断する気はなさそう。9月19日の市会本会議での市長答弁は「国・他都市の動向を見て考えたい」という、自治体としての主体性を放棄した後ろ向きのものでした。

10月に入り、やっと交渉窓口である市民局広聴課長が「11月上旬までには回答する」と言ってきました。そのときの折衝で「定住外国人施策の担当部署の

設置について市民局内部の最終調整にはいっている」ことが明らかになり、事実とすれば、「内なる国際化」についてまったく関心を示さなかった横浜市としては一步前進といえますが、回答に盛り込まれるかどうか、まだわかりません。いずれにせよ、回答が示されてからが闘いの始まりと考えています。

連絡会としては市交渉と並行して、市長あての要請署名運動を開始。12月市議会に向けてさらに闘いを広げていきたいと思っています。

奈良でも入居差別が！

1991年7月下旬、檀原出身の在日朝鮮人2世金孝至（キム・ヒョヂ）さんが檀原市内で不動産業者を通じて貸家探しをしたところ、朝鮮人あるいは外国人であることを理由に家主から入居を断られるという差別事件が連続して4回も起こりました。

4件は4つの別々の業者による仲介でのことで、大手業者も含まれています。4件とも金さんははじめに韓国籍であることを告げて仲介を依頼し、物件の紹介

後（あるいは案内後）、業者が家主に金さんを紹介する段階で、家主が金さんの入居を断ったものです。拒否した理由の説明はなかったが、金さんには朝鮮人であるがために断られたとしか考えられない状況で、入居差別を許さない会が当該業者・家主に会い事実確認会をする中で、4件の内2件は朝鮮人であることを理由に入居を断ったことを家主自信が認め、また他の1件でも家主の弁明とくいちがうが、「外国人は困る」という言葉を金

さんとともに業者も聞いていることが判明しました。残りの一件も、在日朝鮮人に対する偏見がなければ入居できたとも思われる状況でした。

金孝至さんは奈良橿原市で生まれ育った在日2世で、今年31才。妻と子ども2人の4人家族。1昨年までは、親元近くの橿原市内に住んでいたが、仕事の都合で大阪府堺市に転居。その後事情で、この8月1日より橿原市内の会社に転職が決まっていた、7月末までにまた橿原市近辺に住居をみつける必要がありましたが、今回のことで新しい仕事を断念しなければならないことになりました。

金さんは当初1、2回は入居差別を受けるかもしれないと考えていて、最初共にとりくもうという我々の申し出にも、戸惑われていました。しかし度重なる差別に、在日のすべての朝鮮人、外国人にかかる差別問題と考え、「なんで生まれ育ったこの街に住めないのか」と当会の結成でも訴えられました。

今回の問題がはじめに提起されたのは、金孝至さんのおとうさんの金享達さんが通う畝傍夜間中学(91年4月に公立化)の中でのことです。金享達さんが在日朝鮮人にはこんな被差別の現実があると、息子の家探しがうまくいかないことを休憩時間に話し、それを聞いた夜中関係者がなんらかのとりのくみをすべきだと動きはじめたのが出発です。

関係者の集まりではまず何をすべきか、運動の主体の問題を含めとりくみはどうあるべきかという議論とともに、ご本人の金孝至さんと接触をとりながら、当該の業者・家主に会って事実確認会を行いました。上記のような事実が明確になり、当面できるところからやっていく、という方針で、短期間の準備でしたが当「許さない会」を9月7日に結成しました。会結成以後の活動として、目下つぎのようなとりくみを進めています。

①家主に対して。「抗議の要請」の文章を4人の家主に送り、金さんに対する謝罪と事の問題性を受け止めさせるために話し合いに応じるよう4人に要請。

②業者・行政に対してとりくむために奈良県下の入居差別の実態をつかむ活動。
→アンケート活動で統計と事例をほりおこす。(民族団体、県外教、同教組織、夜中という教育機関を通じ、極力ひろく協力を求め展開中)

③「学習会」を開き、問題を広く訴え、より多くの人に問題を共有化してもらう場をつくる。→10月12日第1回学習会(「大阪の闘いに学ぶ」)

(文責：奈良・入居差別を許さない会

一原正人)

～お知らせ～

<表 半日>

- 1 参政権裁判 12月13日(金) 10:00～ 大阪地裁809号法廷
(大阪)
- 2 鄭商根氏
戦後補償裁判 12月24日(火) 1:00～ 大阪地裁808号法廷
(12:45～事前説明会, 裁判終了後、事後説明会があります。)
- 3 斐建一氏
入居差別裁判 '91年1月24日(金) 1:00～ 大阪地裁806号法廷

<集 会>

- 1 日系アメリカ人・強制収容から補償実現へ
JPRN(カリフォルニア州に本部をおく日米マイノリティの交流・研究機関)が、日系人補償運動を草の根レベルから担ってきた「補償賠償実現全米連合」(NCRR)の代表など二人を招待し、補償を実現した運動や、日系人の意識変化などを報告・交流するキャンペーンを行っています。
12月10日(火) 神戸学生青年センターの受け入れでフォーラム開催
会場 神戸学生青年センター 午後7時～9時
12月13日(金) 大阪民闘連の受け入れでフォーラム開催
会場 部落解放センター 午後6時半～8時
- 2 民族差別語を考える集会
12月10日(火) 主催 民族差別と闘う大阪連絡協議会
会場 部落解放センター第2研修室 午後6時半～
- 3 元「朝鮮人従軍慰安婦」の証言を聞く会
12月8日(日) 主催 神戸学生青年センター(078-851-2760)
神戸YWCA (078-231-6201)
会場 神戸YWCA会館ホール 午後2時～4時
- 4 全朝教広島第4回集会
12月6日(金) 主催 全国在日朝鮮人教育研究協議会広島
(082-237-9331)
会場 広島市中央公民館 午後6時～8時